

令和 7 年度
高規格救急自動車購入事業
(車両及び車両装備) 仕様書



うるま市消防本部

第1 総 則

1 適用

この仕様書は、うるま市消防本部（以下「消防本部」という。）が発注する高規格救急自動車（以下「救急自動車」という。）のシャーシ、艤装及びその他必要事項について定める。

2 規格

- (1) 車両の製作は、本仕様書によるほか「救急業務実施基準」、「道路運送車両法」及び「道路運送車両保安基準」その他関連法令すべてに適合するとともに、緊急自動車としての承認を得られるものでなければならない。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は変更を必要とする場合は、事前に消防本部に連絡の上指示又は承認を得なければならない。

3 提出書類

- (1) 製作にあたり次の書類を車両ごとに提出し、承認を受けること。

①艤装四面図又は五面図	3 部
②電気配線系統図	3 部
③車両主要諸元表	3 部
④製作工程表	3 部
⑤価格明細表	3 部
⑥積載機具の配置図	3 部
⑦その他事前に承認を受ける必要があると認めるもの	3 部

- (2) 納車検収時に次の書類を消防本部に提出すること。

①自動車検査証（写し）	2 部
②検査合格証（写し）	2 部
③自動車取扱い説明書	2 部
④装備品の明細書 （電球等の一覧表、取付け場所、個数、型式、ワット数）	2 部
⑤積載資機材の取扱説明書	1 部
⑥完成車の写真（前後左右・上部）	各2部
⑦その他消防本部で指示したもの	必要数

4 検査

- (1) 中間検査は、受注側が実施し、後日、工程写真を消防本部に提出する。
- (2) 完成検査は、救急車納入時に当消防本部が指定した日時・場所において実施し、全てが本仕様書及びメーカー標準仕様書に適合すると認めたときに合格とする。
- (3) 各検査において受注者は、製作責任者及び専門的技術者と知識を有する者を立ち合わせるものとする。

5 登録手続きの代行

本件の救急車の新規登録に関する手続き及び登録並びに回送等に要する経費は受注者の負担とする。ただし、「自動車損害賠償責任保険料」、「自動車重量税」及び「自動車リサイクル料」は消防本部の負担とする。

6 納入期限及び納入場所

令和8年3月6日（金曜日）うるま市具志川消防署

7 保証期間

車両の納入後1年間とする。ただし、期間経過後であっても、設計、施行及び材質等に起因する故障については、受注者の責任において無償で修理、交換すること。その場合、ただちに専門員を派遣し対応すること。医療装備については、メーカーの定める期間とすること。

8 その他

- (1) 納入時は、事前に各部清掃、注油、手入れ等を十分に行うものとする。
- (2) 酸素ボンベは納入時に容器検査の交付年月日が6か月以上経過していないこと。
※医療資器材業者が納入。（医療資器材業者と確認をとり納入すること）
- (3) 納入時には各機具全てが使用できる状態にあり、設置する場合は仕様書どおりに取付け、仕様書に設置場所が記載されていない場合は、消防本部と協議の上で取付けること。
また、資器材の取扱い説明ができる専門員が同行すること。
- (4) 特殊機能については、後日取扱い説明会又は勉強会を実施すること。
- (5) 取扱い説明が日本語以外で記載されている場合は、日本語による分かりやすい取扱説明書を添付すること。また、機器に外国語で記入されているところがある場合には、日本語シールを貼り、分かりやすくすること。
- (6) 車内外に設置する収納ボックス、ネット及び積載部品取り付け金具等の位置、大きさ等についての詳細は、協議して変更できるものとする。
- (7) 装備品についてメーカーの公表する標準装備については、本仕様書に記載の有無に関わらず装備するものとする。ただし、仕様書内に同等の機能を持つ装備品が含まれている場合には、消防本部と協議のうえ装備を決定すること。
- (8) 前記の他、疑義が生じた場合は、消防本部と協議のうえ決定すること。

第2 仕様

1 車体形状

- (1) 車体構造は、本仕様書により、メーカー標準の救急自動車を一部改造及び艤装するもので、その構造は振動、衝撃等を十分に緩衝できるボディーとし、あらゆる走行条件に対して安全かつ、安定性を持つものであること。
- (2) 運転席から傷病者室へ容易に往来できる構造であること。

2 主要諸元

車両の主要諸元は、次のとおりとすること。

- | | | |
|------|---------|------------------------------|
| (1) | エンジン | ガソリンエンジン |
| (2) | 総排気量 | 2, 400CC以上 |
| (3) | 最高出力 | 145馬力以上 |
| (4) | 駆動方式 | 4輪駆動方式（フルタイム4WD又はパートタイム4WD） |
| (5) | 変速機 | 電子制御6速以上のオートマチックトランスミッション |
| (6) | タイヤ | 車重に充分耐えられるもので安全基準を満たすもの |
| (7) | ステアリング | ラック&ピニオン式 |
| (8) | サスペンション | ダブルウィッシュボーン式又はストラット／リジットリーフ式 |
| (9) | 最小回転半径 | 6.3m以下 |
| (10) | フットブレーキ | ABS機能付 |
| (11) | オルタネータ | 12V／130A以上 |
| (12) | バッテリー | 55D23R×2個又は同等品 |
| (13) | 乗車定員 | 7名以上 |
| (14) | 車両寸法 | |
| | ①全長 | 5,300mm ～ 5,700mm |
| | ②全幅 | 1,750mm ～ 2,000mm |
| | ③全高 | 2,450mm ～ 2,650mm |
| (15) | 傷病者室内寸法 | |
| | ①内長 | 3,100mm以上 |
| | ②内幅 | 1,600mm以上 |
| | ③内高 | 1,800mm以上 |

3 艤装及び機器取付け等

車体の構造及び艤装は、メーカー標準のほか次のとおりとし製作台数は1台とすること。

(1) 車両外装

- ① 消防マーク150φをフロントグリルに取付けること。
- ② ルーフ側面作業灯を設け、運転席にメイン及び左右切り替えスイッチを取付けること。
- ③ 路肩灯は左右後輪付近に取付け、ライト連動式とすること。(要協議)
- ④ 右サイド収納ボックスに、レスキュー5点セット、照明灯を取付けること。(要協議)
- ⑤ フロントアンダーミラーを取付けること。
- ⑥ 助手席専用アウトサイドミラーを取付けること。
- ⑦ キーレスエントリーシステムを取付けること。また、予備キーを必要数設けること。
- ⑧ サイドバイザーは、運転席及び助手席に取付けること。
- ⑨ 全車輪には、ゴム製又は樹脂製泥よけを取付けること。
- ⑩ バックドア上部にハイマウントストップランプを取付けること。
- ⑪ バックドアには開放時に後方車両等からわかるように、停止表示灯を取付けること。
- ⑫ リヤバンパーには、ステンレス製又はアルミ製プロテクターを、乗降用バックステップ上面には滑り止めと、縁部分にはステンレス製又はアルミ製プロテクターを取付けること。
- ⑬ フロントドアステップ左右に滑り止めを取付けること。(要協議)
- ⑭ 左サイドステップにアルミ縞板を取り付け、滑り止めを施すこと。
- ⑮ 車両止め（ゴム製又は樹脂製）、反射式事故防止板を積載すること。
- ⑯ 後部傷病者室に無線機用音量ON/OFFが行えるスピーカーを取付けること。

(2) 運転室内設備

- ① メインスイッチ付後退時音声合成装置を取付け、任意に吹鳴、停止出来るスイッチを運転席に取付けること。
- ② サイレンアンプ本体（パトライトSAP-520RBV又はTCD製サイレンアンプ）をセンターパネル内に取付け、マイク設置場所をサイレンアンプ本体側の助手席部分に取付けること。(高警告サイレン、ピーポー音、ウ〜音混合、ハーモニックサイレン、フェードイン・フェードアウト機能付き、協力感謝音声) (要協議)
インストールメントパネル内に電子式サイレンアンプ及びサイレン用スピーカー（50W2個）を取付けること。
(製品及び設置場所要協議)
- ③ 運転席側ピラー部分にフレキシブルマイクロホンを取付けること。切り替えスイッチによりハンドマイクが使用可能な構造とすること。
- ④ 救命浮き輪を運転席後部に取付けること。(設置場所要協議)
- ⑤ 運転席シート後部又は側面に横置き型「クリップボードA3サイズ」入れを取付け、同ボードの取出しが容易なように取付けること。(寸法要協議)
- ⑥ 運転席後部又は助手席後部スペースにヒートシールケツド モデル125-1（KED）を収納

できるようにすること。※KEDの供給は医療資器材業者

- ⑦ 雑音防止対策（アースボンディング）を電装品に施すこと。
 - 〈ア〉 トランスミッション ～ ボディー間
 - 〈イ〉 エキゾーストパイプ ～ ボディー間
 - 〈ウ〉 ボンネット ～ ボディー間
 - 〈エ〉 スライドドア及びバックドアを除く各ドア ～ ボディー間
 - 〈オ〉 その他必要と思われる部分

（設置場所要協議）
- ⑧ 外部商用電源入力時はエンジンスターターカット改造とすること。
- ⑨ バックアイカメラ及び室内モニターを取付けること。（設置場所要協議）
- ⑩ 助手席側にマップランプを取付けること。
- ⑪ 助手席側上部にLED灯を取付けること。
- ⑫ フロアマット一式（運転席、助手席）を積載すること。
- ⑬ 車載無線機及び車両運用端末装置（AVM）は、消防本部既存機を取付けることとするが、本体以外の設置に必要な付属品については、新設で取付けること。配線については機器を操作する上で支障がないように収納すること。（各設置場所要協議）
- ⑭ 中央部（助手席寄り）に送受話器及びブラケットを取付けること。
- ⑮ ドライブレコーダーを取付けること。（設置場所、電源取得方法等要協議）
- ⑯ 運転席・助手席間にUSBポートを設けること。（設置場所要協議）

（3） 傷病者室内設備

- ① 資器材準備トレイを取付けること。（設置場所、設置方法要協議）
- ② アシストグリップを傷病者室内スライドドア部分と、バックドア左側部分（乗降り補助用）に取付けること。
- ③ 隊員用マスク箱・手袋箱を取付けること。（設置場所要協議）
- ④ C型バネ付フック7個を取付けること。（位置、数量要協議）
- ⑤ バッテリー充電器を取付けること。
- ⑥ AC100V電源インバーター/外部商用自動切換を取付けること。
- ⑦ ペーパーホルダーを右側後向き座席付近に取付けること。（要協議）
- ⑧ 傷病者室内収納庫
 - 〈ア〉 メーカー標準の大型収納庫を設け、内側にはネットを取付けること。
また、取外しが可能な棚板2段、側面又は扉部分にホワイトボード、扉部分には手袋箱固定具2個を取付けること。（要協議）
 - 〈イ〉 ルーフサイド収納庫（右前、後）を取付けること。扉にあっては、アクリル製扉上開きで縦仕切りを1枚又は2枚取付けること。（要協議）
また、各収納庫下部には、アシストグリップを取付けること。

- 〈ウ〉 ルーフサイド収納庫（左前、後）を取付け、アクリル扉上開きで横仕切り1段を取付けること。（要協議）
- 〈エ〉 窓下側面収納庫上（救急車後部）及び傷病者室内右側後部に収納庫（上下2個）を取付け、下部の収納庫には横仕切りを1段、取付けること。（それと同様の収納庫及び標準の物でも可能）
- 〈オ〉 窓下側面収納庫上及び傷病者室内右側後部に取付けてある収納庫（上下2個）を取付けること。（それと同様の収納庫及び標準の物でも可能）
- 〈カ〉 運転席後部又は助手席後部に収納棚を設けること。更に側面にはサージカルマスク箱固定具2個を取付けること。（いずれも要協議）
- 〈キ〉 傷病者室内の設置可能な場所に、アルミ20酸素ボンベ1本が固定できる金具を設ける。（設置場所要協議）
- 〈ク〉 傷病者室左側2人掛けシート下部には収納庫を設けること。
- 〈ケ〉 傷病者室天井部に2箇所以上の収納ネットを取付けること。
- 〈コ〉 一人掛け前向きシート裏はトレイ等が使える構造（磁気化）とすること。（要協議）
- ⑨ アナログ及びデジタル時計を傷病者室内右側レール上、又は後部ドア内側に取付けること。
- ⑩ 車両運用端末装置（AVM）傷病者室用モニターは、消防本部が指定する位置に既存機を取付けることとするが、設置に関して既存品以外に必要な付属品については、新設で取付けること。

（4） 高度救命処置用資器材等取り付け関係

① メインストレッチャー

メインストレッチャー積載架台等は、次の機能を有すること。

メインストレッチャーは「S t r y k e r P o w e r - P R O 2（標準付属品一式を含む）」とし、両側には、可倒式のサイドアーム（落下防止用の柵）を設けること。また、収納可能な輸液スタンドを1本取付けること。

② ストレッチャー固定用ファスナー

〈ア〉 傷病者室右後方にストレッチャー固定用ファスナーを取付けること。（固定用ファスナーは別途指示）

〈イ〉 ストレッチャーの出し入れについては、電動油圧にて直接短時間に傷病者の体位が水平状態で行える構造であること。

〈ウ〉 最大許容荷重は使用するメインストレッチャーと同等以上とすること。

③ サブストレッチャー等

〈ア〉 ハイテクバックボードをメインストレッチャー右側（窓下面収納庫）又は2人掛けシートに収納できるようにすること。（車両構造上取り付けが、困難であればバックボード取付け位置は要協議） ※ハイテクバックボード供給は医療資器材業者

〈イ〉 スクープストレッチャー（F E R N Oモデル65E X Lピン付タイプ）は、メインストレッチャー右側、又は窓下面収納庫に収納できるようにすること。

※スクープストレッチャー供給は医療資器材業者

※上記ア・イに関しては脱着が容易かつ、収納スペース使用に支障のない方法で固定すること。(車両構造上取付けが困難であれば取付け位置は要協議)

- ④ アネロイド血圧計用ブラケットを取付けること。(取付けは医療資器材業者)
- ⑤ ライフパック 15 B用ブラケットを取付けること。傷病者室内右側の吸引器側に取付けること。(取付けは医療資器材業者)
- ⑥ 加湿流量計酸素吸入器装置「オキシパック OX-Ⅲ S」を取付けること。(供給は医療資器材業者)
設置場所については傷病者室右側上部に取付け、配管は耐圧配管等で確実に固定すること。
また、酸素取出し口は4口以上設けること。(取付け位置要協議)
- ⑦ レールダールサクシオンユニット吸引器(LSU4000)を傷病者室内右側前方部(ライフパック 15 B側)に取付け、設置場所左横側にステンレス製トレイを取付けること。(取付けは医療資器材業者)
- ⑧ 人工呼吸器(ANSWER Dセット)を観察用モニター下部に取付けること。(取付けは医療資器材業者)
- ⑨ 酸素ボンベ収納庫
傷病者室左側、又は右側にボンベが収納できるものとする。9, 4ℓ又は10ℓボンベ2本いずれを選択した場合であっても個別に脱着できる構造であること。

特記事項

その他の留意事項

- (1) 運転室内部
 - ① 運転席後部又は助手席後部に消火器(車載用)を取付けること。(設置場所要協議)
 - ② 運転席、助手席にエアバックを取付けること。
 - ③ 携帯無線機が収納できる小型収納庫を取付けること。(設置場所、規格要協議)
 - ④ 運転席、助手席天井に収納ネットを取付けること。
- (2) 傷病者室
 - ① 資器材収納ボックス等
 - 〈ア〉 資器材収納ボックス、及び収納ネット等を取付けること。(レイアウト要協議)
 - 〈イ〉 扉や引出しは、走行中の振動や収容物の移動により、開放することの無いような構造にすること。
 - ② 酸素吸入器等
 - 〈ア〉 車載酸素ボンベ2本の収納固定具を設け、減圧弁が室内から容易に操作できる構造とすること。
 - 〈イ〉 ボンベの固定は、ワンタッチベルト、フック付とすること。
 - 〈ウ〉 酸素吸入器は、加湿流量計酸素吸入装置(オキシパック OX-ⅢS)とし、その配管

は以下〈エ〉～〈ク〉のとおりとすること。

- 〈エ〉 車載酸素ボンベ（バルブはロレット式）に減圧弁（ヨーク型）をそれぞれ取付けること。（取付けは医療資器材業者）
- 〈オ〉 それぞれの減圧弁から高压ホースにより三方チーズ（ホース、ジュンロンオス付き）から1本で加湿流量計に接続すること。
- 〈カ〉 圧力弁の三方チーズの接続、及び加湿流量計からデマンドバルブ使用可能なワンタッチ式ジャックをジュンロン型にすること。
- 〈キ〉 加湿流量計は2連式（2口のジュンロン型）とし、2名が同時に使用可能な構造とすること。
- 〈ク〉 配管については、クランプ等により邪魔にならないよう最小限で固定すること。

③ 車内照明

- 〈ア〉 傷病者室内に大型蛍光灯（20W）を4灯設置する。スイッチは、傷病者室に設けること。
- 〈イ〉 局部照明灯として十分な照度をもった患者灯（スポットランプタイプ）2個設け、スイッチは傷病者室に設けること。
- 〈ウ〉 バックドア部に角度調整可能式スポットランプを取付け、スイッチはスポットランプ近くに設けること。
- 〈エ〉 傷病者室後部に大型懐中電灯（ファイヤーバルカン又は同等品）1個を積載すること。

④ 冷暖房及び換気装置

- 〈ア〉 運転室内及び傷病者室内が、同時に冷暖房出来る装置を取付け、各操作スイッチは運転室内及び傷病者室内に取付けること。
- 〈イ〉 傷病者室後部に大型換気扇を取付け、同スイッチは運転室以外に取付けること。

⑤ 傷病者室シート

- 〈ア〉 傷病者室スライド入り口側に1人掛け前向きシートを設けること。
- 〈イ〉 2人掛け横向きシートを傷病者室左後方に設置し、シートは跳ね上げ式としシート下には2L酸素ボンベ等の収納スペースを設けること。
- 〈ウ〉 傷病者室（運転席後部）に1人掛け後ろ向き跳ね上げシートを設けること。
- 〈エ〉 シート跳ね上げ時の固定具を設けること。
- 〈オ〉 1人掛け前向きシート及び2人掛け横向きシート部分に、ハイテクバッグボードを固定出来る構造とすること。また、傷病者を固定できるベルトを設けること。（要協議）
- 〈カ〉 各シートには乗車定員分のシートベルトを取付けること。
- 〈キ〉 傷病者室内シートには、耐防水及び耐消毒用アルコール対応シートを取付けること。（運転室を含む全シート）

⑥ 高度救命処置用資器材

高度救命処置用資器材を消防本部が指定する場所に積載し、固定装置を必要とするも

のにあつては、安全かつ堅牢な構造の装置によって脱着が容易な方法で固定すること。

⑦ 応急処置に必要な資器材及び積載品

医療資器材については、別件契約の医療資器材業者及び消防本部と綿密な協議の上、医療資器材業者が取付けること。取付けにあつてはブラケット、配線等は医療資器材業者と連携をとること。

⑧ その他

傷病者室に汚物入れを設置すること。

(3) 保安装置

① 赤色点滅灯及びサイレンアンプ等

〈ア〉 車両前方及び後方サイドのルーフに、大型の散光式警光灯（LED内蔵ルーフ一体型）を取付けること。

〈イ〉 赤色点滅等（LED）をフロントバンパーに取付け、各警光灯スイッチと連動させ点滅する方式とすること。

② 各部照明

〈ア〉 フラッシャーランプをフロントドア上部、ルーフサイド左右、又はドアミラー内蔵タイプに取付けること。

〈イ〉 フロント部にLEDフォグランプを取付けること。

(4) 電源装置

① インバーター電源

傷病者室内にAC100V-300W~500Wの正弦波インバーターを取付け、取出口は車内に設置型2極差込接続器を必要数設けること。ただし、電源取出口の位置は協議すること。

② 外部電源入力装置

リヤバンパー又は車両左側面にマグネットタイプ外部電力（AC電源）入力コンセントを設け（10m入力コード付）、車内に出力コンセントを必要数設けること。また、外部電力入力時はエンジンが始動できない構造とすること。

③ DC12V出力コンセント

DC12V出力コンセント（シガレットタイプ）を消防本部が指定する位置に必要数取付けること。

④ 配線関係

艀装の各種配線は、ヒューズボックスを設けヒューズボックス内に使途容量を明記すること。

(5) 消防無線設備一式

① 無線用アンテナはルーフ上とし、通話状態、強度及び防水処理等を考慮して取付けるこ

と。

- ② 配線等は合理性と防水性を考慮し、配管等を用いて天井及び側板内に付設させ、点検口を設けること。
- ③ 既存の消防無線設備（送受話器は運転室内及び傷病者室内の計2器）1基を既存の車両から取外し、消防本部が指定する位置に取付けること。消防無線機本体ブラケットについては、運転室内中央収納庫前部分、又は室内上部収納庫に取付けること。運転室内送受話器ブラケットはセンターパネル左側、又は助手席シート右側部分に取付けること。傷病者室内送受話器ブラケットは、傷病者室左側ルーフサイド収納庫付近に取付けること。

（いずれも取付け場所要協議）

- ④ 既存の沖縄県消防指令センターと連動の車両運用端末装置（AVM）を既存の車両から移設し取付けること。

（取付け場所等別途指示）

- ⑤ 配線等については、外部から見えないうっかり収納すること。

（6） 自動車電話装置

- ① 消防本部が指定する位置に自動車電話装置をブラケット取付けし、Bluetooth ヘッドセット（SHOKZ Open Run Pro 骨伝導イヤホン）を1機備えること。（取付け場所、ブラケット種類は別途指示）
- ② 自動車電話に供給する電源用配線をすること。

（7） 窓ガラス

- ① 左側面窓ガラス（スライドドアの窓ガラス含む。）及びバックウィンドウガラスは下2分の1を曇りガラスとし、上2分の1は「透過」と「遮蔽」がスイッチで切替え可能なフィルムを施すこと。切替えスイッチは運転席付近と傷病者室内の2箇所に取付けること。
- ② 右側面窓ガラス部分は、全面白色フィルム貼りとし車外から車内が見えないようにすること。
- ③ 間欠式ワイパーを取付けること。

（8） 塗装及び文字関係

- ① 車体の塗装は白色ウレタン塗装とし、かつ、車体の中央部に全周にわたって幅70mmを基本とする赤帯を施すものとする。
- ② 車体の前部、後部、両側面に別途指定する文字を記入すること。
- ③ キャブ上部に別途指定する対空文字を記入すること。
- ④ ピラーより上部ルーフまで、ルーフガード塗装を施すこと。
- ⑤ 車体下回り及びボディー、ドアの内側に防錆処理（施行説明書）を施すこと。
- ⑥ 塗装及び文字については、別紙「車体塗装詳細図」にそのデザインを示す。

(9) 床面の防水処理

傷病者室のフロア全面に、内装と調和する色調のロンリウム又はFRP張り、水洗い可能な構造とすること。なお、コーナー部分及び積載品等、床面に設置している物との設置部分の防水処理（コーキング）を施すこと。

(10) その他

- ① 運転室及び傷病者室の各スイッチには、名称を表示したプレート及びシールを取付けること。
- ② 駐車時の活動に必要な充電能力を確保するためのアイドルアップ装置を設けること。
- ③ 天井は断熱及び遮音性に配慮して、外板、内装の2重構造とし、さらにルーフ上の無線アンテナが保守点検に容易な構造とすること。
- ④ バックドア及びスライドドアにイーजीクローザーを取付けること。
- ⑤ ドアロックは電子ロックとすること。
- ⑥ フロントバンパー左右に、コーナーセンサーを取付けること。（要協議）
- ⑦ 車載用無線機及び携帯電話の配線等を外部から中に引き込む場合は、可能な限り目立たないように取付けること。（取付け時要確認）

(11) 補足

- ① 受注者は、納入後速やかに車両及び積載機具の取扱いを指導並びに保守管理指導を行うこと。また、消防本部の要請により随時これらの指導をおこなうこと。
- ② 本仕様書の内容は車両・車両関係装備に限るものとする。医療資器材については医療資器材業者と別途契約となるため注意すること。
- ③ 医療資器材は別途発注・別取付けとなるが、車両作製工程において医療資器材業者と綿密な打合わせを行い、消防本部が指定する場所・方法により取付けができるよう留意すること。
- ④ 仕様書及び別表に指定されている製品は、同等以上の性能、機能を有していれば差替えることも可能である。
- ⑤ 燃料タンクに燃料を満たした状態で納入すること。
- ⑥ 救急車は、新規登録後各部清掃手入れのうえ納入すること。
- ⑦ 車体の構造、艤装及び取り付け品、附属品において同等以上の性能を有するものを採用する場合は、事前に消防本部に性能資料を提出し、消防本部と協議して承認を得ること。
- ⑧ 医療資器材等の固定金具及び台座等は、全て車両業者で取付けること。医療資器材等の取付け及び積載は医療資器材業者で行うこと。
- ⑨ メーカーが公表した標準装備及び付属品は、全て納入すること。
- ⑩ 資器材等を設置する場合は、事前に設置場所を確認し取付けること。
- ⑪ 本仕様書に疑義が生じた場合又は変更を必要とする場合は、事前に消防本部の指示又は承認を得なければならない。設置場所が特定されていない資器材についても、必ず消防本部に承認を得て取付けること。承認を得ないで設置した場合、変更する必要があるものに関して

は、受注者が費用等を負担すること。

別紙

「車体塗装詳細図」

記入箇所	記入文字	色	大きさ（mm）	記入方向
車体両側	うるま市消防本部	青	消防本部と調整	左読み
車体後部	うるま市消防本部	青	消防本部と調整	左読み
運転席助手席両側	エンブレム		消防本部と調整	
前後両面	具A 2	黒	消防本部と調整	左読み
ルーフサイド両側			消防本部と調整	
対空表示	具A 2	黒	消防本部と調整	左読み